

33. 地域医療振興協会健康保険組合 柔道整復等療養費の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、地域医療振興協会健康保険組合（以下「組合」という。）における柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧（以下「柔道整復等」という。）の施術に係る療養費について、その支給要件その他必要な事項を定め、もって柔道整復等療養費の支給の適正化に資することを目的とする。

(支給基準)

第2条 柔道整復の施術に係る療養費は、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」（平成9年4月17日保発第57号）、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524002号）等関係通知に定めるもののほか、この規程で定めるところにより支給の適否を決定する。

2 はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費は「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成4年5月22日保発第57号）、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日保医発1001002）等関係通知に定めるもののほか、この規程で定めるところにより支給の適否を決定する。

(療養費の支払方法)

第3条 柔道整復の施術に係る療養費は、受領委任の取扱いに係る協定書又は受領委任の取扱規程に基づき施術者へ支払う。

2 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧の施術に係る療養費は償還払いにより被保険者へ支払う。

(照会及び回答)

第4条 組合へ提出された柔道整復等施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）の内容が別紙「照会文書抽出条件」に該当する場合には、組合は当該申請書に係る受療者に対し、施術の内容、負傷原因その他療養費の支給の適否を判定するために必要な事項を文書により照会するものとする。

2 前項の照会文書を受け取った受療者は、回答期限までに所定の事項を記入した回答書を組合に提出するものとする。

(回答書の督促)

第5条 前条において、受療者が回答期限までに回答書を提出しなかった場合は、組合は当該受療者に対し、再度督促文書を送付し照会を行うものとする。

2 前項の文書照会に対しても回答がない場合は、組合は当該受療者に対し電話又は口頭で回答書の提出を求めるものとする。

(給付制限)

第6条 第4条第1項に基づく文書による照会を受けた者が、前条に規定する督促を経ても、なお回答書を提出しない場合であって、回答書を提出できない正当な理由がないと認められるときは、組合は当該施術に係る療養費を支給しないことができる。

2 前項により療養費を支給しない場合は、組合は当該申請書を提出した被保険者及び施術者へ文書でその旨を通知するものとする。

(往療料)

第7条 往療料は、歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により通所して治療を受けることが困難な場合に支給するものとし、当該患者が1人で又は家族の介助により、自家用車その他の交通手段により通所することが可能である場合には支給しないものとする。

2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給するものとし、これによらず、定期的又は計画的に施術者が患者の自宅に赴いて施術を行った場合には支給しないものとする。

(診断書の提出)

第8条 柔道整復施術について、被保険者又は被扶養者が同一部位において3ヶ月以上継続して施術を受けている場合であって、組合が必要と認めるときは、当該被保険者又は被扶養者は組合が指定する整形外科医又は外科医の診断を受けなければならない。

2 前項において、診療費及び診断書の費用は組合が負担するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年6月1日から施行する。ただし、令和元年5月31日までに実施されたはり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の支払いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年7月23日から施行する。

別紙 照会文書抽出条件

抽出条件	内容
多部位頻回 (3部位以上の施術 10日以上 of 施術 長期施術)	3部位以上の施術、3ヶ月を超える長期施術、施術回数が月10日以上の施術等多部位頻回傾向の被保険者に対し照会。
慢性疑義	過去の申請書の縦覧点検の結果、部位転がし(同じ患者に対して、施術部位を次々と変えて保険対象外の施術を支給対象の施術と偽る行為)又は慢性受診の疑いがある申請書対する照会。
世帯重複	家族で受療している場合に全員が本当にけがで受療しているか照会。世帯で受療している場合、けがをした本人のついでに家族がマッサージで施術を受けている疑いがある。
初検料疑義 初検料算定	1. 施術所の勝手な判断で新たな施術を行っていないか照会。初検料を算定している場合、前月や過去の申請書と見比べてみると、当月内で必ず治癒して翌月初検料を算定する形を繰り返すケースや前月の施術部位が当月から見て数日しか経過していないのに同じ部位で初検料を算定しているようなケースを対象とする。 2. 組合が適正な給付を実施するために必要と判断した照会。
複数施術所	同一受療者が同一月に複数の施術所で受療している場合に照会。
その他の疑義	点検において上記以外の疑義が認められた場合に、当該疑義を解消するための照会。疑義の内容を明示して行う。